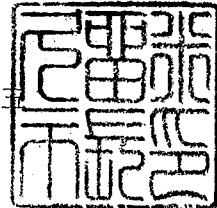


久留米市公告第 38 号

令和 7 年度市民活動保険業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

久留米市長 原口 新三



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 7 年度市民活動保険業務
- (2) 履行場所：久留米市内（必要に応じ市外の場合有）
- (3) 業務内容：別紙「令和 7 年度 市民活動保険業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和 7 年 6 月 1 日 16 時から令和 8 年 6 月 1 日 16 時まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：事後公表
- (6) 最低制限価格：なし
- (7) 支払条件：前金払い あり
部分払い なし

2 入札に参加するものに必要な資格

入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（保険証券に記載される代表者）の次に掲げる所在地の区分に応じ、それぞれに定める地方税等を完納していること。ただし、その所在地が福岡県外である者を除く。（「5 入札方法」（1）オの表を参照すること。）
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてそ

の役員が暴力団員でないこと。

- (8) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等、同条第21項に規定する損害保険代理店、又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。
- (9) 法人であること。
- (10) 直近のソルベンシー・マージン比率が200%以上であること。
- (11) 官公署と入札書の提出期限時点で過去3年間に市民活動保険またはそれに類する保険を契約締結し履行完了の実績があること。

3 契約条項を示す場所

久留米市協働推進部協働推進課（「13 問い合わせ先（事務局）」に記載）

4 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページ（トップページ／新着情報／【募集】令和7年度市民活動保険業務条件付一般競争入札の実施について）からダウンロード

5 入札方法

入札に参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる書類を郵送にて提出すること。エ、オは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

（1）提出書類

〈損害保険会社・損害保険会社代理店〉

ア 入札書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）

エ 登記事項全部証明書（写し可）

オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び納税等証明書（写し可）

所在区分		税区分		納税等証明書
			税目	法人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税 及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税 証明書その3の3）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、 固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

カ 直近のソルベンシー・マージン比率（200%以上）がわかる書類

キ 実績調書（様式第4号）

〈損害保険会社代理店〉

ク 損害保険会社との損害保険代理店委託契約書（写）

（２）提出期限

令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 1 7 時 1 5 分必着

（３）提出先

〒 8 3 0－8 5 2 0 久留米市城南町 1 5 番地 3

久留米市 協働推進課 協働推進チーム

（４）郵送方法

- ① 内封筒（長形 3 号サイズ）及び外封筒（角形 2 号サイズ）の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア 入札書を入れ、封筒表面に業務名「令和 7 年度市民活動保険業務」及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～キを入れる。また、封筒表面には、業務名「令和 7 年度市民活動保険業務」を必ず記入し、赤字で「入札書在中」と記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送する。

（５）その他

- ・ 入札者は、契約を希望している金額を入札書に記載すること。
- ・ 提出書類は、（２）提出締切日時前であれば引き取りの上、再提出ができるものとする。
- ・ 入札者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。
- ・ 入札回数は 1 回とする。
- ・ 入札書等の様式は、「4 仕様書等の入手場所」に規定している入手場所で入手すること。

6 開札

（１）日時：令和 7 年 3 月 2 7 日（木） 1 4 時 0 0 分

（２）場所：久留米市本庁舎 7 階 会議室

（３）立会：立会人は入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）から抽選により決定し、指名する。指名された者以外の開札場所への入室は認めない。開札の立会人は、開札日の前日までに決定し、立会人に電話又は F A X により通知するものとする。ただし、指名された者が開札に立ち合わないとき又は希望者がいない場合は、当該入札事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

7 落札者の決定

- （１） 開札後、予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とする。
- （２） 予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行

った者が2人以上あるときは、「抽選」により落札候補者を決定する。

- (3) 前2項の規定により落札候補者となった者について、「2 入札参加資格」に記載する入札参加資格について審査（警察照会を含む）を行う。
- (4) 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認められた場合、落札候補者を落札者とする。当該落札候補者が審査の結果、資格を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、審査を行うものとする。以降、同じ。

8 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、久留米市公式ホームページで公表する。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第2号より免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 入札書等に虚偽の記載等がされていたとき
- ク 入札書等の提出書類が不足するとき
- ケ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- コ 法令又は入札に関する条件に違反したとき

11 質問受付期間及び受付場所

(仕様書の内容に関する質問)

- (1) 受付期間：公告の翌日から令和7年3月3日（月）17時まで

受付場所：久留米市協働推進部協働推進課（「13 問い合わせ先（事務局）」に記載）

- (2) 質問の提出方法：FAX又はEメールにより提出し、電話にて受理されたことを確認すること。またEメールによる場合は、メールの件名を「【仕様書質問】令和7年度久留米市市民活動保険」とすること。電話での質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答：令和7年3月7日(金)までに質問者にFAX又はEメールで回答。ただし、質問内容によっては久留米市公式ホームページに掲載することもあるので、注意すること。

(入札の方法など仕様書以外の内容に関する質問)

- (1) 受付期間：公告の翌日から令和7年3月19日(水)12時まで
受付場所：久留米市協働推進部協働推進課(「13 問い合わせ先(事務局)」に記載)
- (2) 質問の提出方法：FAX又はEメールにより提出し、電話にて受理されたことを確認すること。またEメールによる場合は、メールの件名を「【仕様書以外質問】令和7年度久留米市市民活動保険」とすること。ただし、簡易な場合は、電話でも受け付ける。
- (3) 質問に対する回答：質問者に随時回答。ただし、質問内容によっては久留米市公式ホームページに掲載することもあるので、注意すること。

1.2 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、政令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札書等の軽微な不備がある場合は、補正指示を行う。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 本契約においては、本件に係る予算の成立を条件とする。
- (7) 落札者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続を行うこと。
- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1.3 問い合わせ先(事務局)

【本入札及び業務全般に関すること】

久留米市 協働推進部 協働推進課 協働推進チーム

住 所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3 (久留米市本庁舎7階)

電 話：0942-30-9064

FAX：0942-30-9706

Eメール：kyodo@city.kurume.lg.jp